

## 消費者契約法評価検討委員会の設置について

### 1. 背景

消費者契約法（平成 13 年 4 月施行）は、消費者契約における不当な勧誘行為又は契約条項について、契約の取消し又は契約条項の無効を規定するものであり、消費者トラブルの解決に相応の効果をあげてきている。

しかし、同法の施行後、消費者取引の多様化及び複雑化を受け、従来の消費者取引に関するルールの間隙をつく形で様々な消費者トラブルが発生しており、消費者の被る被害も深刻なものとなってきている。

これらの被害を救済する方策を検討すべく、消費者契約に関わる苦情相談や裁判例の動向の分析等、消費者契約法の施行後の状況について評価・見直しを含めた検討を行う必要がある。

### 2. 経緯

#### (1) 消費者契約法附帯決議（平成 12 年 4 月）

消費者契約法制定時に、衆議院商工委員会及び参議院経済・産業委員会において「消費者契約法の施行後の状況につき分析、検討を行い、必要があれば 5 年を目途に本法の見直しを含め所要の措置を講ずること」と決議されている。

#### (2) 消費者基本計画（平成 17 年 4 月閣議決定）

① 消費者契約法の見直しについては、「消費者契約法施行後の状況について分析・検討するとともに、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則等について、幅広く検討する」こととされ、「平成 19 年までに一定の結論を得る」と整理されている。

② I T を利用した取引については、「インターネット取引の普及に対応するため、消費者契約全般におけるルール・規制のあり方等について、幅広く検討する」こととされ、「平成 19 年までに一定の結論を得る」ことと整理されている。

### 3. 委員会の設置

上記の経緯を踏まえ、消費者契約法について評価・検討を行うため、国民生活審議会消費者政策部会に消費者契約法評価検討委員会を設置する。

#### 4. 検討事項

- ・消費者契約法の施行後の状況について
- ・情報提供義務のあり方について
- ・不招請勧誘に対する規制のあり方について
- ・適合性原則のあり方について
- ・インターネット取引の普及に対応した消費者契約全般におけるルール・規制のあり方について 等

#### 5. 委員

学識経験者、法曹関係者、消費者団体関係者、事業者団体関係者、マスコミ関係者などから 20名程度で構成。

#### 6. スケジュール

平成 18 年 12 月～19 年 1 月頃 第 1 回委員会開催

平成 19 年 2 月～6 月頃	関係者からのヒアリング 海外制度調査 報告 各論点について検討
6 月～7 月頃	委員会報告のとりまとめ
7 月～8 月頃	消費者政策部会に報告